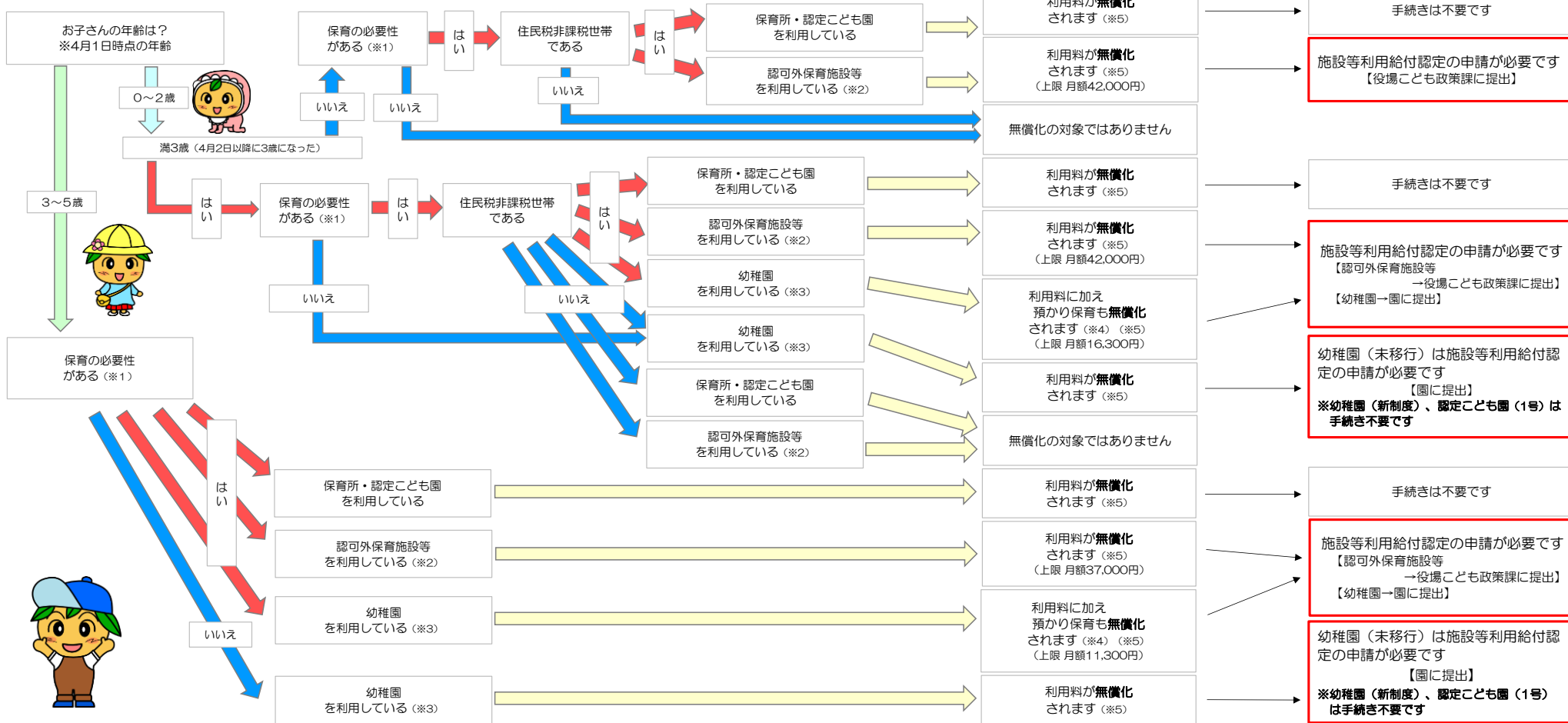


幼児教育・保育無償化フローチャート ～お子さんは対象ですか？～



- ※1 保護者のいずれもが就労、妊娠・出産等の理由により保育を必要とし、町から保育の必要性の認定を受ける必要があります。
- ※2 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センターが対象です。
- ※3 満3歳（3歳になった日）から幼稚園、認定こども園1号認定（教育認定）を利用する子どもが対象です。
幼稚園には、以下の2種類があります。
 - ・幼稚園（新制度）→子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園のことです。
 - ・幼稚園（未移行）→子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園のことです。利用料は幼稚園が設定しているため、上限額を超える利用料は保護者負担となります。
月額上限25,700円（注 国立大学付属幼稚園 8,700円、国立特別支援学校幼稚部 400円）までの利用料が無償です。
- ※4 幼稚園、認定こども園1号認定（教育認定）の在園児のうち、以下に該当する子どもが預かり保育の無償化の対象となります。
 - ①3歳児クラス～5歳児クラスで保育の必要性のある子ども
 - ②満3歳児（①以外の子ども）のうち、保育の必要性があり、かつ住民税非課税世帯の子ども**【無償化上限額】** 利用者の利用日数×450円を支給限度額（下記の額が支給額の上限）として、預かり保育の利用に要した費用を支給します。
 - ①の子どもの支給限度額 ⇒ 11,300円
 - ②の子どもの支給限度額 ⇒ 16,300円
- ※5 利用料は無償化となりますが、**通園送迎費、食材料費（主食費・副食費）、行事などの費用は保護者の負担となります。**

<食材料費の取扱いについて>
 食材料費は、施設に直接納付していただきます。

- 納付方法は施設によってちがいます。詳しくは、利用される施設におたずねください。
- 年収360万円未満相当の世帯および第3子以降のお子さんの副食費は免除されます。
- 3号認定（0～2歳の保育認定）のお子さんの食材料費は、保育料に含まれています。